

令和7年3月24日

## 建設工事の発注における予定価格の事前公表について

本市では、令和7年度より、予定価格等の不正入手行為を抑止するとともに、入札の透明性をより一層高め、公正な競争の促進を図る観点から、下記のとおり、予定価格の事前公表を実施いたします。

### 記

#### 1 対象案件

予定価格が1,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の建設工事

※ ただし、一者と随意契約を行う場合を除く。

#### 2 適用開始日

令和7年4月1日以降に入札公告等をする案件から実施

#### 3 公表方法

入札公告等に記載

#### 4 留意事項

- (1) 予定価格を超える価格の入札は、無効とする。
- (2) 入札回数は一回を限度とし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は行わない。落札者がいない場合は入札を打ち切り、不落とする。
- (3) 入札参加者が一者となった場合は、入札を中止とする。

担当：契約係（内線4083・4084・4085）